

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	60,178	14,414	74,592	2,966	77,559	—	77,559
セグメント間の内部経常収益	597	197	795	632	1,427	△1,427	—
計	60,776	14,611	75,387	3,599	78,987	△1,427	77,559
セグメント利益	21,292	356	21,648	2,036	23,685	△49	23,635
セグメント資産	10,814,858	83,253	10,898,112	43,769	10,941,882	△114,257	10,827,624
セグメント負債	10,278,437	68,632	10,347,069	19,971	10,367,041	△102,693	10,264,347
その他の項目							
減価償却費	2,902	345	3,247	51	3,299	49	3,349
資金運用収益	38,506	10	38,517	14	38,531	△159	38,372
資金調達費用	867	139	1,006	0	1,007	△135	872
持分法投資利益	107	—	107	—	107	△24	82
特別利益	0	—	0	—	0	—	0
（新株予約権戻入益）	（—）	（—）	（—）	（—）	（—）	（—）	（—）
特別損失	1,210	—	1,210	0	1,210	—	1,210
（固定資産処分損）	（48）	（—）	（48）	（0）	（48）	（—）	（48）
（減損損失）	（1,162）	（—）	（1,162）	（—）	（1,162）	（—）	（1,162）
税金費用	6,186	202	6,389	663	7,053	0	7,053
持分法適用会社への投資額	164	—	164	—	164	—	164
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,795	361	3,157	99	3,256	153	3,410

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務及び現金自動設備の保守等業務並びに証券業務、保証業務、経営コンサルティング業務、ファンドの組成・運営業務を含んでおります。
3. 調整額は、以下のとおりであります。
(1) セグメント利益の調整額△49百万円は、セグメント間取引消去であります。
(2) セグメント資産の調整額△114,257百万円は、セグメント間取引消去であります。
(3) セグメント負債の調整額△102,693百万円は、セグメント間取引消去であります。
(4) 減価償却費の調整額49百万円は、セグメント間取引消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。
(5) 資金運用収益の調整額△159百万円、資金調達費用の調整額△135百万円、持分法投資利益の調整額△24百万円、税金費用の調整額0百万円はセグメント間取引消去等であります。
(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額153百万円は、リース投資資産からの振替額であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

連結リスク管理債権

（単位：百万円）

	2020年9月30日	2021年9月30日
破綻先債権額	10,282	9,103
延滞債権額	58,284	63,095
3ヵ月以上延滞債権額	2,245	2,178
貸出条件緩和債権額	50,735	52,967
合計	121,547	127,344

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。